

ゲノム編集食品の表示義務化を求める意見書

ゲノム編集技術とは、生物が本来持っている遺伝子の一部を切断するなどして、その働きを止めたり変化させたりする技術です。このうち、外来遺伝子が残らないとされるものについては、「ゲノム編集技術応用食品」と位置づけられ、現在の制度では食品表示の義務がありません。

我が国においては 2019 年に、こうした食品は表示義務のあり方が十分に検討されないまま流通が認められ、現在では農産物や水産物を中心に、すでに市場に出回っています。今後も対象品目の増加が見込まれています。

一方、消費者基本法では、消費者は商品に関する正確かつ十分な情報を得たうえで、自らの意志により商品を選択する権利を有すると定められています。しかし現状では、ゲノム編集技術応用食品について表示がないため、消費者がそれと認識しないまま購入してしまう可能性があります。

したがって、消費者の知る権利、選ぶ権利を担保するために、すべてのゲノム編集技術応用食品について表示を義務化することを求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 8 年 9 月 11 日

埼玉県比企郡鳩山町議会

衆議院議長 森 英介 様

参議院議長 関口 昌一 様

内閣総理大臣 高市 早苗 様

厚生労働大臣 上野賢一郎 様

農林水産大臣 鈴木 憲和 様

環境大臣 石原 宏高 様

内閣府特命大臣（消費者及び食品安全） 黄川田 仁志 様